

「子どもの権利条約」を知っていますか？

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは

子供（18歳未満の全ての人）の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として定められた条約です。子供が大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程において保護や配慮が必要な、子供ならではの権利も定めています。



子どもの権利条約 4つの原則 （日本ユニセフ協会ホームページより）

①差別のないこと

すべての子供は、子供自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②子供にとって最もよいこと

子供に関することが決められ、行われる時は、「その子供にとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③命を守られ成長できること

すべての子供の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④意見を表明し参加できること

子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮します。

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されると同時にこども基本法が施行されました。

こども基本法とは

日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、次代を担うすべての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子供政策を総合的に推進することを目的としています。

☑チェック

子供の権利を認識し、子供の意見に十分耳を傾けるよう心がけましょう。

こども家庭庁では、子供や若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加できる取組として「こども若者★いけんぷらす（<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>）」を行っています。この取組では、子供・若者にかかわる様々なテーマについて広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー（小学1年生からおおむね20代の方）」を大募集しています。

内容についてのお問い合わせは 県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

